

内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様
経済産業大臣 様
原子力経済被害担当大臣 様
原子力損害賠償支援機構担当大臣 様
東日本大震災復興対策担当大臣 様

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

平成23年11月24日

福島県原子力損害対策協議会

会長 福島県知事 佐藤 雄平

副会長 JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会

会長 庄 條 徳一

副会長 福島県商工会連合会 会長 田 子 正太郎

副会長 福島県市長会 会長 福島市長 瀬 戸 孝 則

副会長 福島県町村会 会長 西郷村長 佐 藤 正 博

原子力損害賠償の完全実施に関する緊急要望

「福島県原子力損害対策協議会」は、平成23年9月2日、福島県民が一致団結して「原子力損害賠償の完全実施を求める総決起大会」を開催し、国及び東京電力に対し、直接、要望・要求を行ったところである。

東京電力に対しては、先般、賠償の方針や考え方を質すため、「公開質問」を行ったが、『独自の判断により損害の範囲を認定することは困難である』と回答があったように、当事者意識が全くみられず、「中間指針」から一步も出ない考えが明らかになった。

国は、東京電力に対し、「指針」は賠償範囲の最小限の基準であるとの認識の下で、原子力災害の原因者として誠実かつ柔軟に対応するよう指導するとともに、被害の実態に見合った十分な賠償が迅速に行われるよう、「指針」への速やかな反映、国が主体となった被害者救済の実施など、原子力発電を国策として推進してきた責任を最後まで確実に果たすべきである。

よって、200万人福島県民の総意として、原子力損害賠償の完全実施と下記についての早急な対応を強く要望する。

記

1 東京電力に対する指導等

- (1) 「指針」は賠償範囲の最小限の基準であることを東京電力に深く認識させるとともに、誠意を持ってすべての賠償請求を受け付け、速やかに支払いを行い、被害の実態に見合った十分な賠償を確実に行わせること。
- (2) 次の事項については、原子力発電所事故に起因して長期的かつ深刻な被害が生じていることを十分に踏まえ、原因者である東京電力自らによる適切、柔軟な対応をさせること。
 - ・地震、津波等による複合的要因がある被害
 - ・避難等指示区域内の自宅等における盗難被害、家畜等による被害
 - ・早期の転職、転業など特別の努力を行った者への配慮

- (3) 被害者に大きな負担が生じないように、賠償請求手続きの簡素化を早急に進め、最終的な「合意書」については、被害者が納得する賠償が完全になされた後に取り交わしが行われるようにさせること。

2 すべての損害の「指針」への反映

原子力発電所事故がなければ生じることのなかったすべての損害について確実に賠償の対象となるよう、更なる類型化を進め、特に、次の事項については、「指針」に具体的かつ早急に反映させること。

- (1) **すべての県民の精神的損害**

県内全域、すべての県民の精神的損害を賠償の対象にすること。

- (2) **期間の経過に伴う精神的損害の増額**

精神的損害の基準額を期間の経過に伴う減額は行わず、増額すること。

- (3) **緊急時避難準備区域内滞在者の精神的損害**

避難者と同等の賠償が行われるようにすること。

- (4) **避難等指示区域解除後の十分な賠償期間の確保**

避難等指示の解除後においても、帰還の有無にかかわらず、生活不安が完全になくなるまで、精神的損害等の賠償が行われるようにすること。

- (5) **自主的避難に伴う費用**

自主的避難に伴う交通費や宿泊費、増加生活費等について、賠償の対象にすること。

- (6) **風評被害対策に要する費用**

事業者や自治体を実施する風評被害を最小にとどめるための対策に要する費用を賠償の対象にすること。

- (7) **無形財産に関する損害**

いわゆる「のれん代」やブランドなど、知的財産権を含む無形財産に関する損害を賠償の対象にすること。

- (8) **被害者自らが実施する除染・検査に要する費用**

県内全域における財物等の除染、検査に要する費用をすべて賠償の対象にすること。

- (9) **財物価値の喪失・減少に伴う損害**

避難等指示区域外を含め、様々なケースに対応可能な具体的、詳細な類型化を早急に行うこと。

- (10) **地方公共団体の損害**

税収減を確実に賠償の対象にすること。

3 国が主体となった救済等の実施

- (1) 原子力発電所事故による影響・被害の実態はあるものの、
現行の枠組みによる賠償では解決されないものもあることから、
国が主体となった被害者救済を行うこと。
 - ・ 原子力発電所事故に起因した人口の減少を始め地域コミュニティの崩壊、“ふくしま”ブランドの喪失・イメージの低下、人的資源の流出などによる地域経済社会活動全般における長期的な影響、被曝等による将来の生活への不安とそれに伴う自主的避難など、全県民に生じている被害に対し、「原子力被害応急対策基金」等によって対応すること。
- (2) 東京電力による損害賠償及び国が主体となって実施する救済に必要な十分な財源を確保すること。